

香川県条例第9号

香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定有害物質に関する事故時の措置)</p> <p>第45条 特定有害物質の製造等を行う工場又は事業場（<u>水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場及び同法第14条の2第2項に規定する指定事業場</u>を除く。）を設置している者は、当該工場又は事業場において施設の破損その他の事故が発生し、特定有害物質が地下に浸透したことにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き特定有害物質の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(地下水の水質の浄化に係る措置の勧告及び命令)</p> <p>第48条 知事は、特定有害物質取扱事業場（<u>水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場を除く。</u>）において特定有害物質の地下への浸透があり、当該特定有害物質により地下水が汚染されたことにより、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定有害物質取扱事業場を設置している者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、地下水の水質の浄化のための措置をとるべきことを勧告することができる。ただし、その者が、当該浸透があった時において当該特定有害物質取扱事業場を設置していた者と異なる場合は、この限りでない。</p> <p>2 知事は、工場又は事業場であって、油（<u>水質汚濁防止法第2条第5項に規定する油をいう。以下同じ。</u>）を貯蔵する貯油施設又は油を含む水を処理する油水分離施設を設置するもの（以下「貯油事業場」という。）において油の地下への浸透があり、当該油により地下水が汚染されたことにより、生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、</p>	<p>(特定有害物質に関する事故時の措置)</p> <p>第45条 特定有害物質の製造等を行う工場又は事業場（<u>水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場を除く。</u>）を設置している者は、当該工場又は事業場において施設の破損その他の事故が発生し、特定有害物質が地下に浸透したことにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き特定有害物質の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(地下水の水質の浄化に係る措置の勧告及び命令)</p> <p>第48条 知事は、特定有害物質取扱事業場（<u>水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場を除く。</u>）において特定有害物質の地下への浸透があり、当該特定有害物質により地下水が汚染されたことにより、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定有害物質取扱事業場を設置している者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、地下水の水質の浄化のための措置をとるべきことを勧告することができる。ただし、その者が、当該浸透があった時において当該特定有害物質取扱事業場を設置していた者と異なる場合は、この限りでない。</p> <p>2 知事は、工場又は事業場であって、油（<u>水質汚濁防止法第2条第4項に規定する油をいう。以下同じ。</u>）を貯蔵する貯油施設又は油を含む水を処理する油水分離施設を設置するもの（以下「貯油事業場」という。）において油の地下への浸透があり、当該油により地下水が汚染されたことにより、生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、</p>

規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該貯油事業場を設置している者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、地下水の水質の浄化のための措置をとるべきことを勧告することができる。ただし、その者が、当該浸透があった時において当該貯油事業場を設置していた者と異なる場合は、この限りでない。

3～5 略

（記録の作成等）

第57条 第44条第2項、第46条、第53条第1項若しくは第54条第1項若しくは第2項若しくは土壤汚染対策法第3条第1項、第4条第2項若しくは第5条第1項の規定による調査、第47条の規定による届出に係る調査若しくは土壤汚染対策法第14条第1項の規定による申請に係る調査又は第45条第1項、第48条第1項若しくは第2項若しくは前条第2項若しくは土壤汚染対策法第7条第3項若しくは第4項若しくは水質汚濁防止法第14条の2第1項から第3項まで若しくは第14条の3第1項の規定による措置を実施した者は、当該調査又は措置に係る記録を作成しなければならない。

2 第44条第2項、第46条、第53条第1項若しくは第54条第1項若しくは第2項若しくは土壤汚染対策法第3条第1項、第4条第2項若しくは第5条第1項の規定による調査、第47条の規定による届出に係る調査若しくは土壤汚染対策法第14条第1項の規定による申請に係る調査又は第45条第1項、第48条第1項若しくは第2項若しくは前条第2項若しくは土壤汚染対策法第7条第3項若しくは第4項若しくは水質汚濁防止法第14条の2第1項から第3項まで若しくは第14条の3第1項の規定による措置を実施した者（当該調査又は措置に係る土地の所有者と異なるときに限る。）は、前項の規定により記録を作成したときは、速やかに、当該記録を当該土地の所有者に引き継ぐとともに、その写しを保存しておかなければならない。

3 略

別表（第23条関係）

略
備考
1 「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。

規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該貯油事業場を設置している者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、地下水の水質の浄化のための措置をとるべきことを勧告することができる。ただし、その者が、当該浸透があった時において当該貯油事業場を設置していた者と異なる場合は、この限りでない。

3～5 略

（記録の作成等）

第57条 第44条第2項、第46条、第53条第1項若しくは第54条第1項若しくは第2項若しくは土壤汚染対策法第3条第1項、第4条第2項若しくは第5条第1項の規定による調査、第47条の規定による届出に係る調査若しくは土壤汚染対策法第14条第1項の規定による申請に係る調査又は第45条第1項、第48条第1項若しくは第2項若しくは前条第2項若しくは土壤汚染対策法第7条第3項若しくは第4項若しくは水質汚濁防止法第14条の2第1項若しくは第2項若しくは第14条の3第1項の規定による措置を実施した者は、当該調査又は措置に係る記録を作成しなければならない。

2 第44条第2項、第46条、第53条第1項若しくは第54条第1項若しくは第2項若しくは土壤汚染対策法第3条第1項、第4条第2項若しくは第5条第1項の規定による調査、第47条の規定による届出に係る調査若しくは土壤汚染対策法第14条第1項の規定による申請に係る調査又は第45条第1項、第48条第1項若しくは第2項若しくは前条第2項若しくは土壤汚染対策法第7条第3項若しくは第4項若しくは水質汚濁防止法第14条の2第1項若しくは第2項若しくは第14条の3第1項の規定による措置を実施した者（当該調査又は措置に係る土地の所有者と異なるときに限る。）は、前項の規定により記録を作成したときは、速やかに、当該記録を当該土地の所有者に引き継ぐとともに、その写しを保存しておかなければならない。

3 略

別表（第23条関係）

略
備考
1 「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場をいう。

2～32 略

2～32 略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。